

三重県権限移譲推進方針実施細則

(趣旨)

第1 この細則は、三重県権限移譲推進方針（以下「方針」という。）に基づく権限移譲の実施に関し必要な事項を定めるものである。

(パッケージの見直し)

第2 方針の3に掲げるパッケージについては、法令等の改正、県内外における権限移譲の進捗状況、市町あるいは県の権限移譲に対する要請などを反映させる観点から、必要に応じて見直しを行うこととする。なお、見直しを行うにあたっては、県と市町で十分に協議を行うこととする。

(重点移譲事務の選定)

第3 方針の3に掲げる重点移譲事務の選定については、次の方法により行うこととする。

1 選定基準

重点移譲事務は、次の観点により選定するものとする。

住民の利便性向上や市町の自主性・自立性の向上等、権限移譲の目的に特に寄与する事務や、一部の市町に実績があり、足並みを揃えて移譲することが効果的な事務等

2 選定方法

重点移譲事務は、次の方法により選定するものとする。

(1) 提案による選定

年1回、市町及び県事務担当部局へ次年度の重点移譲事務についての照会を行い、提案のあった事務について、関係市町の意見を踏まえた上で、重点移譲事務として選定する。

(2) 検証による選定

未移譲事務について、他県事例の分析や市町へのヒアリング等による検証を行い、選定基準を満たす事務について、関係市町の意見を踏まえた上で、重点移譲事務として選定する。

3 重点移譲事務の見直し

重点移譲事務は毎年度見直すものとし、対象事務について一定の移譲が進んだ場合や今後の更なる移譲が見込めない場合等、引き続き重点的に移譲を進める必要がないと判断される場合は、重点移譲事務から外すものとする。

(市町に対する支援等)

第4 方針の4に掲げる県が行う支援等の詳細は次のとおりとする。

1 権限移譲に伴う財政措置

移譲を行った事務については、「三重県の事務処理の特例に関する条例に基づく交付金交付要綱」第4第1項により算定した交付金額を交付するものとし、あらたに事務を移譲した年度は、同第3項に基づき、初年度に要する特別経費として必要額を加算できるものとする。

2 権限移譲に伴う人的支援

(1) 県職員の派遣

①派遣に関する協議

次に掲げる理由で、市町が求める場合には、県職員の派遣について協議する。

ア 移譲事務の処理にあたって特定の資格を有する職員が必要であるが、市町において当該資格を有する職員を採用あるいは育成するまでに相当の期間を要するため、当面の間、当該事務の処理に関して資格を有する県職員を必要とすること。

イ 移譲事務の処理にあたって特定の資格を有する職員は必要ないが、事務の性質上、相当程度高度な専門知識やノウハウが必要であるため、市町職員が当該知識等を修得し事務の処理が可能となるまでに一定の期間を要することから、当面の間、当該事務の処理に関して専門知識等を有する県職員を必要とすること。

②派遣の時期及び期間

①の協議の結果、県職員を派遣することとなった場合、その時期及び期間は、市町における円滑かつ適切な事務処理が可能となるように、双方が協議のうえ設定する。

(2) 市町職員の受入研修

①受入研修の実施に関する協議

次に掲げる理由で、市町が求める場合には、市町職員の受入研修の実施について協議する。

ア 移譲事務の処理にあたって特定の資格を有する職員が必要であり、当該資格の取得に現場での実務経験が要件となっていること。

イ 事務の性質上、県の現場における実務経験を通じて必要な知識やノウハウを修得することが効果的であること。

②受入研修の時期及び期間

受入研修を実施することとなった場合、その時期及び期間は、市町職員が十分な経験を積み、必要な知識やノウハウの修得が可能となるように、双方が協議のうえ設定する。

- (3) 県職員の派遣、市町職員の受入研修を行う際の形態及び費用負担
県職員の派遣、市町職員の受入研修を行う際の形態及び費用負担については、地方自治法第252条の17や「県・市町村職員人事交流実施要綱」の規定を適用することを基本に、移譲事務の内容に応じて双方が協議のうえ定める。
- (4) 県職員の派遣や市町職員の受入研修以外の方法による支援
市町が第4の2(1)による県職員の派遣や同(2)による市町職員の受入研修以外の方法による支援を求める場合は、その形態、時期、期間及び費用負担等について協議する。
- (5) 人的支援に係る協定書の締結
県から市町への権限移譲に伴い人的支援を行う場合には、当該市町と対象事務ごとに協定書を締結する。
ただし、第4の2(4)にあっては、必要に応じて行うものとする。

3 その他の支援

(1) 移譲に向けた支援

市町における円滑な権限移譲の検討に資する観点から、次の支援を行うよう努める。

①説明会の開催

重点移譲事務やあらたに移譲対象となる事務について、適宜説明会を開催するものとする。

②個別相談会

重点移譲事務について、市町が求める場合には、個別に相談会を設けるものとする。

(2) 移譲後の支援

移譲後、市町における円滑な事務処理に資する観点から、次の支援を行うよう努める。

①研修会の開催

市町の意向をふまえ、次の研修会を開催する。

なお、具体的な研修会の開催方法等については、適宜、移譲事務ごとに関係市町と協議のうえ決定する。

ア 定期的を開催する研修会（原則として4月中に開催する）

主に新規担当者を対象に事務処理の概要や根拠法令等の基礎的な知識の修得のために行うもの

イ 随時開催する研修会

- ・法令の改正や処理基準の変更など市町の事務執行に影響を及ぼす事由の発生が見込まれる場合に行うもの

- ・事務処理上、何らかの疑義等が生じ、その内容が多く各市町に関係する場合などに、具体的な個別案件を取り上げ、その処理にあたって必要な知識の修得のために行うもの

②事務処理マニュアルの更新

事務処理マニュアルを作成している場合は、法令の改正等に合わせて改訂を行い市町に提供する。

③移譲事務に関する県と市町の連絡協議の場の設置

市町における円滑かつ効率的な事務処理を確保するため、移譲事務ごとに関係市町と協議のうえ、必要に応じて、連絡協議の場を設置する。

(所掌事項の例)

- ・移譲事務に関する情報交換
- ・事例研究や研修（懸案事項や移譲前に想定されなかった問題に対処するにあたって必要な知識の修得のため行うもの）の実施
- ・訴訟等移譲前に想定されなかった問題が生じた場合の対処方法や県からの支援のあり方に関する協議

など

④その他移譲後市町の事務処理に対する支援

移譲後の相談窓口を明確にするとともに、移譲事務に関し法令の解釈等に関する相談があった場合や、市町が懸案事項を処理する場合には、その解決に向けて情報提供や助言など必要な支援を行う。

(権限移譲に係る手続き)

第5 方針の5に掲げる権限移譲に係る手続きは、別紙1「権限移譲の手順」に基づくものとする。

(特例処理事務交付金の手続き)

第6 特例処理事務交付金に係る移譲までの手続き及び移譲後の手続きは、別紙2「特例処理事務交付金の交付等の手続のルールについて」に基づくものとする。

(附則)

この細則は、平成17年6月27日から施行する。

(附則)

この細則は、平成24年1月23日から施行する。

(附則)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。